

新入生端末整備費助成事業のご案内

生徒一人1台端末の教育環境整備に向けて、学校が端末を整備する場合又は学校が保護者の端末購入費用への負担軽減に取り組む場合に、その経費の一部を助成します

◇ 助成対象学種 ◇ 都内の私立高等学校（全日制・定時制）、特別支援学校（高等部）

◇ 助成対象事業 ◇

生徒一人が1台の端末（ノートパソコン、タブレット等）を使用可能な教育環境整備のため、①学校が端末を整備する場合 又は ②生徒(保護者)の端末購入等費用への負担軽減に取り組む場合の経費

○対象経費

- ・学習用として使用するタブレット、パソコン等の各種端末機器
- ・各種端末機器の周辺機器（マウス・キーボード等）及び保守、保証料

※学校又は生徒（保護者）が新規に端末を購入等(リース・レンタルを含みます)した場合が対象となります。

※新入学生1学年分が対象となります。

◇ 助成内容 ◇

①学校が端末を整備する場合(学校が整備した端末を生徒に貸出)

助成対象	学校が行う <u>端末整備に係る経費</u>
助成額	上限額：端末1台当たり6万円 端末価格9万円までは、学校負担額は3万円定額

②学校が生徒(保護者)の端末購入等費用への負担軽減に取り組む場合

※学校が、業者から購入またはリース・レンタルし、その経費の全額を生徒（保護者）から徴収する場合も対象となります。

助成対象	学校が行う、 <u>生徒（保護者）の負担軽減に係る経費</u>
助成額（基本分）	上限額：端末1台当たり6万円 端末価格9万円までは、生徒(保護者)負担額は3万円定額

○学校が、所得が一定基準以下の世帯、多子世帯への更なる負担軽減を行った場合、助成額を加算

助成額 (加算分)	所得が一定基準以下の世帯の保護者負担額をゼロにした場合	1人当たり3万円を加算
	多子世帯の保護者負担額を1/2にした場合	1人当たり1万5千円を加算

◇ 申請期間 ◇

①新入生に係る基本分(上限額6万円の部分)
令和4年9月1日(木)～9月30日(金)

左記申請期間に申請できなかった場合でも、申請可能な場合があります。
下記お問合せ先に至急ご連絡ください。

②転入生に係る基本分(上限額6万円の部分) ・ 所得が一定基準以下の世帯及び多子世帯加算分
令和5年1月4日(水)～1月31日(火)

◇ 助成金の交付決定及び交付の時期 ◇

- ・助成金交付決定通知書送付：令和5年3月中旬（予定）
- ・助成金交付：令和5年3月下旬（予定）

◇ お問合せ先 ◇

端末の導入、保護者負担軽減制度の整備が申請期間①に間に合わなかった学校におかれましても申請可能な場合がございます。今年度に本助成金のご利用を希望される場合は、至急下記問い合わせ先までご連絡ください。

※事業内容の詳細は、財団ホームページに掲載のしおりをご覧ください。（随時更新予定）

公益財団法人東京都私学財団 振興部振興課

- ・ ☎ 03-5206-7923
- ・ 財団ホームページURL

・ 振興課専用アドレス shinko-joseikin@shigaku-tokyo.or.jp
<https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

私学財団 助成事業

検索